



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

労政ニュース

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

事業主のみなさまへ

がん防災 「がん」は誰にでも突然やってくる災害のようなものです

●がんに関する労働者の状況

日本人の約2人に1人ががんになり、がんと診断された人の約3割は就労世代であると言われています。そして、治療が始まる前に仕事を辞めてしまう人は4割にものぼるとい調査結果があります。



●がん治療と仕事の両立

がんの治療の進歩により、がんを抱えながら仕事を続けている労働者は多く、通院で治療を受け副作用や症状をコントロールしながら、仕事を続けている人も増えてきています。

●がん治療と就労の両立相談先など

▷がん相談支援センター

市立東大阪医療センター1階
住所：東大阪市西岩田3-4-5
電話：06-6783-3466

▷大阪産業保健総合支援センター

住所：大阪市中央区石町2-5-3
エル・おおさか南館9階
電話：06-6944-1191

▷情報冊子（各ホームページからダウンロード可）

- ・厚生労働省「事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
- ・国立がん研究センター がん情報サービス「診断されたらはじめに見る がんと仕事のQ&A」

問合せ先：東大阪市健康づくり課 072(960)3802

「36協定」の締結・届出と「電子申請」の活用をお願いします

～2021年4月から36協定届の様式が新しくなっています～

36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

！ 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

！ 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓管理監督者でないこと
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新しい『36協定届様式』は
こちらからダウンロードできます

労働基準法関係主要様式

検索



24時間・365日利用可能
電子申請『e-Gov』もより便利になりました

e-Gov

検索

